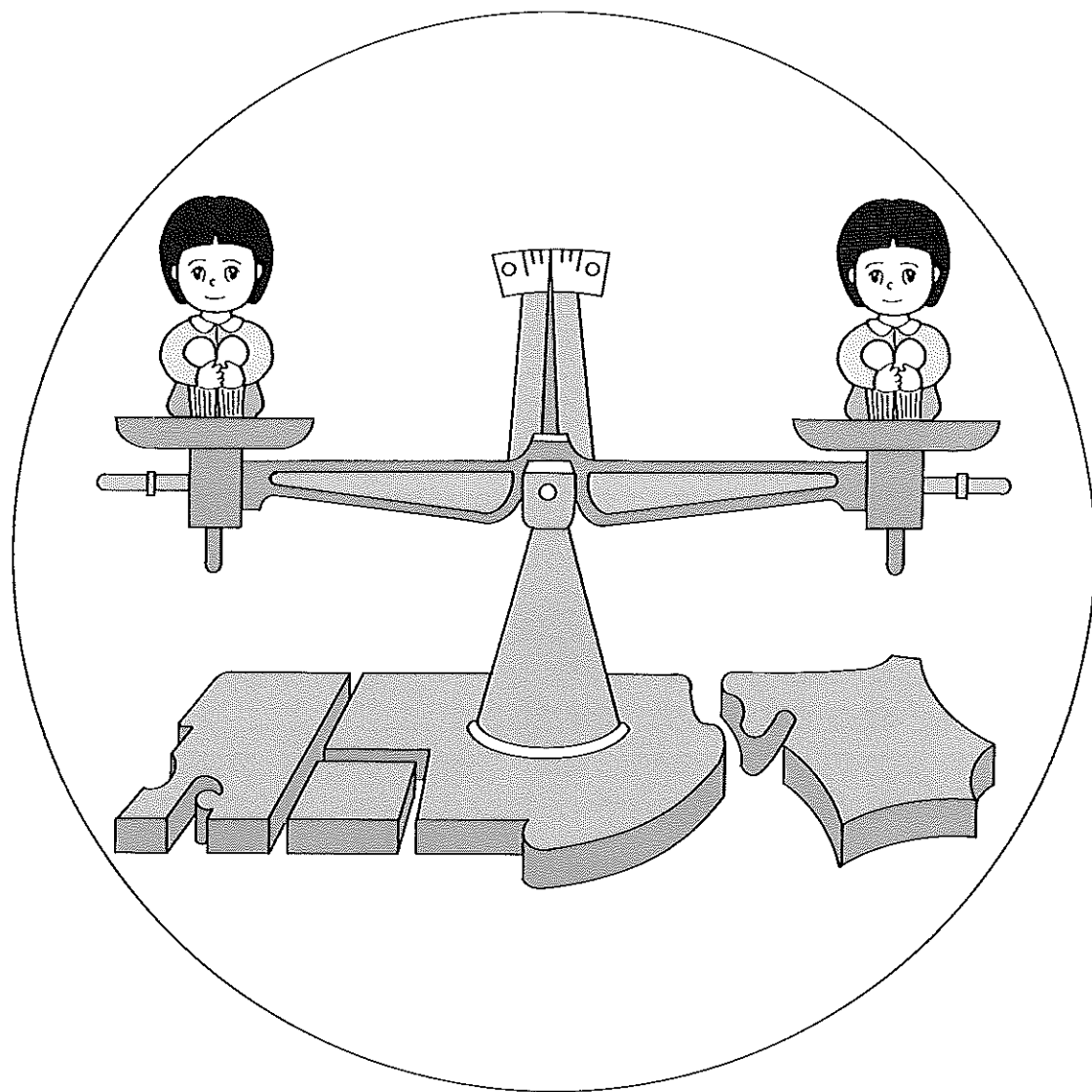


やさしい計量管理

正しい取引きのために



計量で伸びゆく暮らし確かな未来

鹿児島市

はじめに

商売は信用が第一だと言われます。

良い商品を気持ちよく買うことのできるお店は、お客の信頼を得ていつも繁盛することでしょう。

良い商品とは、品質、価格、量目の三つが適正に備わった商品と言われますが、この冊子は、量目が適正に確保されるための知識や方法についてまとめたものです。

お店の繁栄のために役立てて頂ければ幸いです。

鹿児島市計量検査所

目 次

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | はかりに対するきまり | 1 |
| 2 | 正しい計量方法 | 2 |
| 3 | 一步進んだ計量管理をめざして | |
| | (1) はかりの保守・管理 | 3 |
| | (2) 商品量目の管理 | 4 |
| 4 | 商品量目制度について | 5 |
| | 〈参考〉 特定商品と量目公差 | 7 |

1 はかりに対するきまり

(1) 取引や証明には検定証印などのあるはかりを使いましょう。

検定証印は公的機関がはかりの製造、修理時に検定を行い、検定に合格したものととしてその正確さを証明し刻印するもので、この証印のないはかりは一部のものを除き取引や証明には使用できません。

なお、今回新たに指定製造事業者制度が創設され、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた「指定製造事業者」が製造したはかりについては、これまでの検定が免除され、検定証印でなく基準適合証印が付されますが、このはかりも取引や証明に使用できます。



検定証印



指定製造事業者の製品マーク
(基準適合証印)

(2) 家庭用はかり(キッチンスケール・ヘルスメーターなど)は取引や証明に使用できません。

家庭用はかりには検定証印はなく、国の技術水準に適合したことを示す家庭用計量器マークが付されていますが、これらのはかりは日常の家庭生活上の目安用として製造されたもので、取引や証明には使用できません。



家庭用計量器マーク

(3) はかりには使用範囲があります。

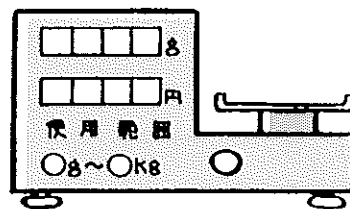
使用範囲は、はかりに表記されていますので、その範囲内で計らなければなりません。商品の量目の誤差を少なくするため、1目盛の値の適したはかりを使いましょう。商品を1回計るたびに、1目盛分、入れ目して計った時、2kgまで計れるはかりと800gまで計れるはかりを比べると、1日に100回計ったとして1年では、146kgの差がでます。

| 使用はかり | 1目盛×1日の使用回数×日数 |
|---------------------|-------------------------|
| 2kgまで計れるはかり(1目盛5g) | 5g×100回×365日 = 182,500g |
| 800gまで計れるはかり(1目盛1g) | 1g×100回×365日 = 36,500g |

(4) 定期検査は必ず受けましょう。

取引や証明に使うはかりは、検定の他に使用中の正確性を確保するために、2年に1回、市計量検査所が行う定期検査が民間の計量士^{*}による検査を受けなければなりません。この検査に合格したはかりには、定期検査合格証が貼られます。

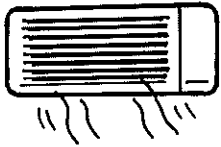
^{*}計量士とは、計量法に規定されている国家資格で、計量器の検査をはじめ適正計量の実施のための計量管理を職務とする人です。



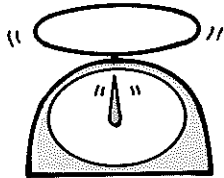
定期検査合格証

2 正しい計量方法

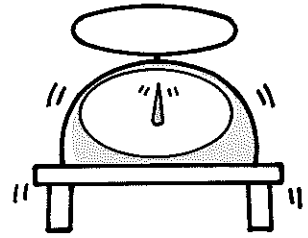
(1) はかりの設置場所に気をつけましょう。



- 振動が伝わる場所や風の当たるところは避けましょう。
- 堅い水平な台の上におきましょう。
ダンボール箱の上にはかりをのせて計ると傾いたりして誤差がでます。



- 対面販売で使うはかりは、計量表示部が購入者によく見えるように据付けましょう。

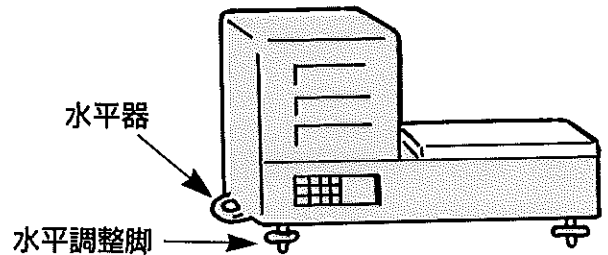
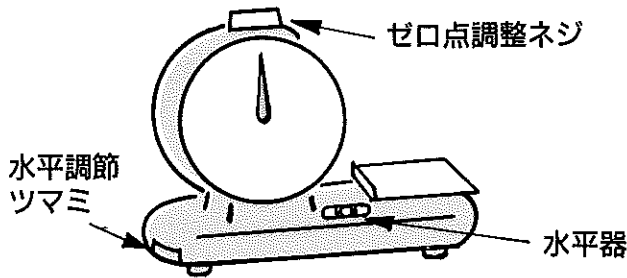


(2) 水平・ゼロ点を正しく調整しましょう。

- はかりは、水平を合わせてからゼロ点を合わせましょう。水平が合っていない状態でゼロ点を合わせても正確に計れません。

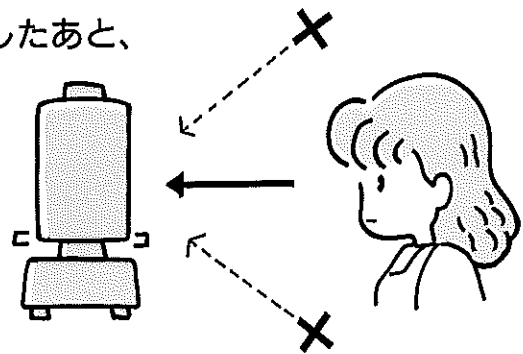
[ばね式指示はかり]

[電気式はかり]



(3) 商品は皿の中央に静かにのせ、指針が静止したあと、正面から目盛を読みとりましょう。

- 指針のあるはかりは、指針と目盛板との間にすき間があるので、斜めから読むと1~2目盛位まちがって見えます。



(4) 正しい風袋引きを行いましょう。

- 風袋は商品ではありません。必ず内容量から差し引いて計量しましょう。
- お店で使う風袋のサンプルや一覧表を作って掲示しましょう。
- 風袋量は10枚の平均値をとると正確に計れます。
- 風袋にはトレイ、ラップ、ロー引き紙、ピン、ポリ袋、プラスチックの容器などがあります。
- さしみのつま、ワサビ、袋入りのタレ、ラード、見ばえをよくするためにつけるパセリやレモンなどの本来の商品でない物は、原則として風袋と同じで、その商品の内容量には含まれません。



3 一歩進んだ計量管理をめざして

正しいはかりを、正しく使うことが、正確な計量の基本ですが、常に正しい量目の商品をお客に販売するために、計量責任者、計量担当者を配置し、一歩進んだ計量管理をめざしましょう。

(1) はかりの保守・管理

購入したはかりは、計量器管理台帳に記載し、定期検査の結果も記録しておきましょう。

百貨店、スーパー等では、テナント、催事業者のはかりについても定期検査受検の有無を確認し、適切な取扱方法について指導してお店全体の信用を高めましょう。

毎日の作業開始前に計量担当者は、はかりの始業点検を行いましょ。う。

定期的（週・月）に計量責任者は、はかりの定期点検を行いましょ。う。

□ 計量器管理台帳

| 計量器管理台帳 | | | | 管理番号 | 3 |
|-----------|-------------|-------|--------|-----------|---|
| 種類 | 電気式はかり | | 器物番号 | 351438 | |
| 能力 | ひょう量 | 6 kg | 最小目量 | / kg | |
| 購入年月日 | 平成 〇年 〇月 〇日 | | 使用場所 | 精肉部バックヤード | |
| 購入先 | (株)〇〇ハカリ | | | | |
| 定期検査成績の記録 | | | | | |
| 検査年月日 | 検査結果 | 不合格理由 | 処 理 | 責任者印 | |
| 〇・〇・〇 | (合格)・不合格 | | | (印) | |
| 〇・〇・〇 | 合格・(不合格) | 器差 | 修理・再検定 | (印) | |

□ 始業点検や定期点検の主な点検項目

- 据付け場所は適当か
- 水平は合っているか
- ゼロ点がずれていないか
- 電気式はかりの風袋引設定は正しいか
- 表示面や載せ台などの汚れはないか
- 構造に異常なところはないか
- 水平器の気泡抜けやガラス面が汚れて気泡が見えなくなっていないか
- 水平調整脚がさびついて回らないものや紛失しているものはないか
- 両面式のはかりは表示にくい違いがないか
- ばね式はかりは皿を軽く押したとき針がスムーズに動くか（3～4回の振れで止まるのが良い）
- 電気式はかりの風袋引装置は正しく作動するか

| 平成 〇年 〇月分 | | | | | | | | | | 管理番号 |
|-----------|---------|----|-----|-----|-----|----|--------|------|-----|------|
| 計量器始業点検表 | | | | | | | | | | 種 類 |
| | | | | | | | | | | 使用場所 |
| 点検日 | 点 検 項 目 | | | | | | 備考 | 点検者印 | 点検日 | 据付け |
| | 据付け | 水平 | ゼロ点 | 風袋引 | 手入れ | 構造 | | | | |
| 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | (印) | 16 | |
| 2 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ゼロ点を調整 | (印) | 17 | |
| 3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |

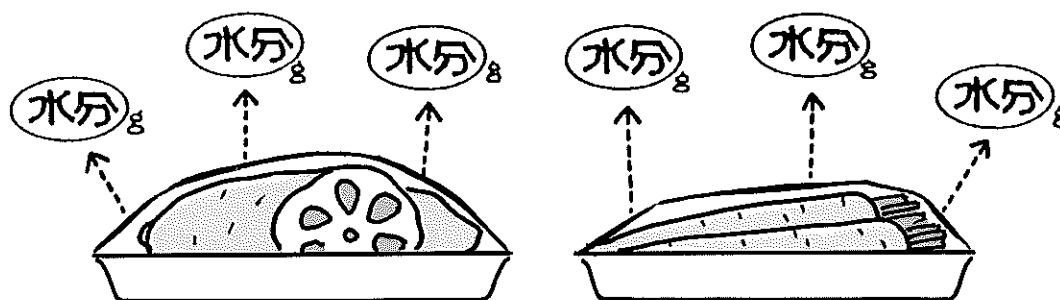
| 平成 〇年分 | | | | | | | | | | 管理番号 |
|----------|---------|----|-----|-----|-----|----|-------|--|--|------|
| 計量器定期点検表 | | | | | | | | | | 種 類 |
| | | | | | | | | | | 使用場所 |
| 点検年月日 | 点 検 項 目 | | | | | | 処 理 | | | |
| | 据付け | 水平 | ゼロ点 | 風袋引 | 手入れ | 構造 | | | | |
| 〇・〇・〇 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 水平を調整 | | | |
| 〇・〇・〇 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |

(2) 商品量目の管理

ア 自然減量に気をつけましょう。

- 時間がたつと水分が蒸発し、重さが減っていく食料品があります。

自然減量の度合いに応じて再計量をするか、販売時に表記量が保持されているような合理的な入れ目を考慮するなどの対策を講じましょう。



イ 販売する商品の量目が正確かどうかを確認するために、定期的に商品の量目検査を実施しましょう。

| 商品量目検査成績表 | | | | | | | | | | 店長 | 計量責任者 | | |
|--------------|----------------|---------------|---|-----|-----------|-------|-------|-----|-------|------|-------|-----|--------------|
| 実施店名 | 〇〇ストア 市役所前店 | 実施年月日 検査時間 | 〇年〇月〇日() AM PM 10:45 AM PM 10:45 | | 検査表 氏名 | 鹿兒島太郎 | | | | (印) | (印) | | |
| 判定：正量=○ 不足=X | | | | | | | | | | | | | |
| 部門 | 商品名 | 価格円 | 表記量g | 総量g | 風袋量g | 実量g | 過不足量g | | 過不足率% | | 公差 | 判定 | 原因・処置他 |
| | | | | | | | + | - | + | - | | | |
| 青果部 | ながいも | 236 | 408 | 418 | 5 | 413 | +5 | | +1.2 | | -3% | ○ | |
| | 〃 | 246 | 424 | 414 | 5 | 409 | | -15 | | -3.5 | -3% | X | 自然減量のため再計量した |
| | 〃 | 226 | 389 | 395 | 5 | 390 | +1 | | +0.3 | | -3% | ○ | |
| | 〃 | にんじん | 177 | 368 | 368 | 12 | 356 | | -12 | | -3.3 | -3% | X |
| | 〃 | 156 | 325 | 328 | 12 | 326 | | | | | | | |

適正計量管理事業所制度について

自主的な計量管理が進んだお店は、次のステップとして、適正計量管理事業所の指定を受けることをおすすめします。

これは、計量管理が自主的にかつ適正に行える事業所として国又は県が指定を行う制度です。

この指定を受けると、はかりの定期検査の受検義務が免除され、国の定める標識を掲げることができ、お店の経営の発展や社会的信頼の確立に役立てることができます。



4 商品量目制度について

正しい計量取引を実施するために、計量法では、量目についていろいろなきまりを定めています。

(1) 量目に対する基本的きまり

ア 正確計量

商品を計量販売するときには、正確に計量するよう努めなければなりません。

イ 量目の明示

計量販売に適する商品は、その量目を示して販売するよう努めなければなりません。

ウ 量目公差

政令で定める商品（特定商品、7頁～9頁の左欄の商品）を計量販売するときには誤差の許容範囲（量目公差、7頁参照）が定められています。これは計量法上、量目不足になるかどうかの判定基準として示されているもので、販売者は正確な計量を心がけなければなりません。

エ 正味量表記義務

特定商品のうち一定の商品（7頁～9頁の右欄の商品）については、密封して販売するときには、正味量を表記しなければなりません。

また、正味量の表記には、詰込者（販売者）の氏名又は名称及び住所を付記しなければなりません。

(2) 量目の表記方法

ア 計量単位は法定計量単位でなければなりません。

計量法では取引や証明に使用することができる計量単位を定めて、それ以外の計量単位の使用を禁止しています。（これにより、尺貫単位やヤードポンド単位の取引や証明での使用が原則として禁止されています。）

質量ではグラム、キログラムなどが、体積では立方メートル、リットルなどが定められています。

イ 法定計量単位の記号は計量単位規則で標準が示されています。原則として小文字の直立体です。

質量 ……グラム → g

キログラム → kg

体積 ……ミリリットル → ml (mℓ) またはmL

リットル → l (ℓ) またはL

ウ 正味量を表す数字や文字は見やすい箇所に、見やすい大きさや色で表記すること

エ 正味量を表す数値が10,000以上とならな いような法定計量単位を用いること

(表記例)

| | |
|---------------|-------|
| 正味量（又は内容量） | 〇〇g |
| 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号 | |
| 〇〇株式会社（又は〇〇商店 | 〇〇太郎） |

(3) 密封商品の量目表記について

密封商品とは、容器や包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、その商品の内容量を増減できない商品と言います。そして、特定商品のうち一定の商品（7頁～9頁の右欄の商品）を密封して販売するときは、内容量の表記が義務付けられています。密封商品の例としては、かん詰、びん詰、ふくろ詰などいろいろな材料の容器詰や包装商品がありますが、トレイなどにラップ包装した商品についても、計量して詰込みしている場合は、消費者の商品選択をやすくするために内容量を表記するよう努めてください。

(4) 個装紙込み商品の量目表記について

商品の内容量の表記は、裸の正味量（風袋などを除いた商品のみの量）であることを原則としますが、正味量表記義務のある商品（7頁～9頁の右欄の商品）以外で個装紙のある商品を密封して販売するときは、衛生上などの理由から個装紙込みでないと適正な計量ができない場合については、消費者に誤解を与えないよう正味量欄に「個装紙込み」の注意書きをして個装紙込みの量目表記にすることが許されます。しかし、これはやむを得ない場合のみであり、むやみに個装紙込みの量目表記にすることはさげなければなりません。

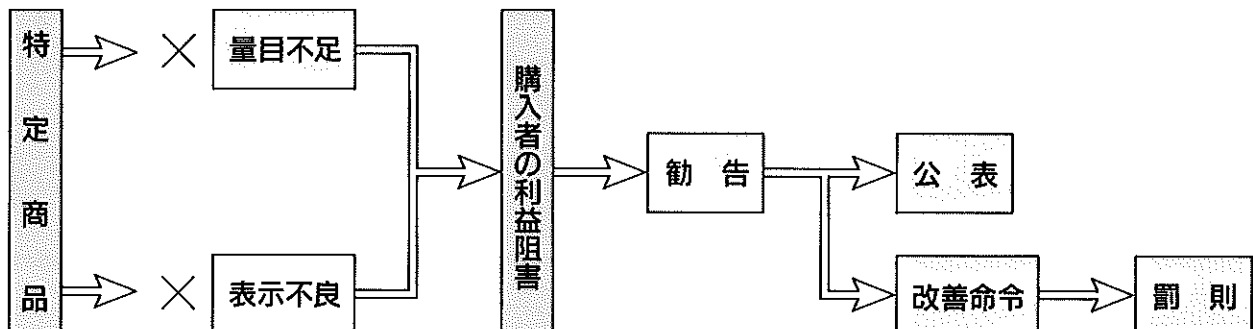
(5) 輸入商品の量目表記について

密封された商品を輸入して販売するときは、輸入業者は、量目公差を超えないように正確に計量された正味量を法定計量単位で表記する義務があります。そして、その表記には、輸入業者の氏名又は名称及び住所を付記しなければなりません。

また、「ヤードポンド単位」により表記されて輸入された菓子類、調味料、酪農製品、肉や魚のかん詰など省令指定の25種類の商品については、当分の間、法定計量単位との併記が認められます。

(6) 量目の不適正の措置

商品の量目違反などについては、「勧告」「公表」「改善命令」「罰則」の制度が設けられており、都道府県知事又は鹿児島市などの特定市の長は、量目などの違反者に対し、改善のための必要な措置をとるよう指導が行えることになっています。



特定商品と量目公差

| ㊦ 第1種量目公差 | | |
|-------------|--------|-------|
| 商品の表示量（取引量） | | 公差 |
| 5g以上 | 50g以下 | - 4% |
| 50gを超え | 100g以下 | - 2g |
| 100gを超え | 500g以下 | - 2% |
| 500gを超え | 1kg以下 | - 10g |
| 1kgを超え | 25kg以下 | - 1% |

| ㊧ 第2種量目公差 | | |
|-------------|---------|-------|
| 商品の表示量（取引量） | | 公差 |
| 5g以上 | 50g以下 | - 6% |
| 50gを超え | 100g以下 | - 3g |
| 100gを超え | 500g以下 | - 3% |
| 500gを超え | 1.5kg以下 | - 15g |
| 1.5kgを超え | 10kg以下 | - 1% |

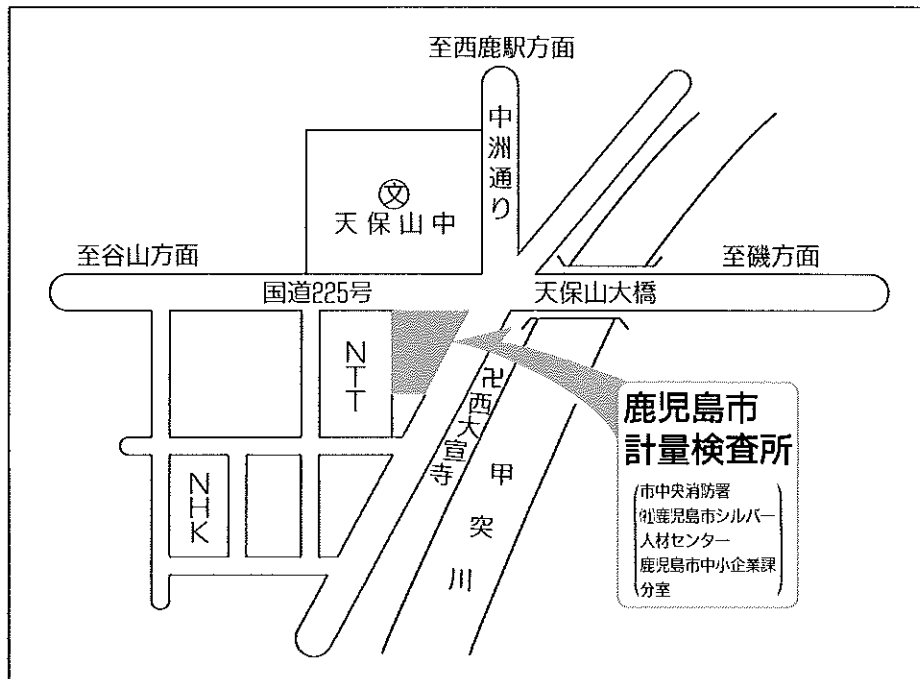
（表示量の単位がmlの場合を含む。）

| | 特定商品 （量目公差が定められている商品） | 正味量表記義務商品 （左のうち密封した時に 量目表記等が必要な商品） | 公差表 | 量目公差が適用される取引 量の上限 |
|------------|--|---|-----|----------------------|
| 加工品・ 食肉 | 食肉（鯨肉を除く）並びにその冷凍品及び加工品 | すべて該当 | ㊦ | 5kg |
| 魚介・ 加工品 | 魚（魚卵を含む）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く）並びにその冷凍品及び加工品 | | | |
| | （1）生鮮のもの及び冷蔵したものと並びに冷凍品 | 冷凍貝柱及び冷凍えび | ㊧ | 5kg |
| | （2）乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り）及びそぼろ、みりんぼしその他の調味加工品 | （1）干しかすのこ、たづくり及び素干しえび （2）煮干し、又はくん製したもの （3）冷凍食品（貝、いか及びえびに限り） （4）調味加工品（たら又はたいのそぼろ又はでんぶ及びうにの加工品に限り） | ㊧ | 5kg |
| | （3）（2）に掲げるもの以外の加工品 | （1）塩かすのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア （2）缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの | ㊦ | 5kg |
| 野菜・ 加工品 | 野菜（未成熟の豆類を含む）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く） | | | |
| | （1）生鮮のもの及び冷蔵したもの | （すべて非該当） | ㊧ | 10kg |
| | （2）缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース | すべて該当 | ㊦ | 5kg又は5ℓ |
| | （3）漬物（缶詰及び瓶詰を除く）及び冷凍食品（加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り） | 左に掲げるもの（らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く） | ㊧ | 5kg |
| | （4）（2）又は（3）に掲げるもの以外の加工品 | きのこの加工品及び乾燥野菜 | ㊦ | 5kg |
| 果実・ 加工品 | 果実及びその加工品（果実飲料原料を除く） | | | |
| | （1）生鮮のもの及び冷蔵したもの | （すべて非該当） | ㊧ | 10kg |
| | （2）漬物（缶詰及び瓶詰を除く）及び冷凍食品（加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り） | すべて該当 | ㊧ | 5kg |
| | （3）（2）に掲げるもの以外の加工品 | 缶詰及び瓶詰、ジャム、マーメイド、果実バター並びに乾燥果実 | ㊦ | 5kg |

| 特定商品 (量目公差が定められている商品) | | 正味量表記義務商品 (左のうち密封した時に 量目表記等が必要な商品) | 公差表 | 量目公差が適用される取引量の上限 |
|--------------------------|---|--|-----|------------------|
| 海藻 | 海藻及びその加工品 | 生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり又はのりの加工品以外のもの | ㊟ | 5kg |
| 惣菜その他 | 調理食品 | | | |
| | (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい | すべて該当 | ① | 1kg |
| | (2) (1) に掲げるもの以外のもの | 冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰 | ㊟ | 5kg |
| | つくだに | すべて該当 | ① | 1kg |
| 豆類・加工品 | 豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 | | | |
| | (1) 加工していないもの | すべて該当 | ① | 10kg |
| | (2) 加工品 | あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ | ① | 5kg |
| 菓子類 | 菓子類 | (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3グラム未満のものに限る) (2) 油菓子(1個の質量が3グラム未満のものに限る) (3) 水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る) (4) プリン及びゼリー(缶入りのものに限る) (5) チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く) (6) スナック菓子(ポップコーンを除く) | ① | 5kg |
| 穀類加工品 | 精米及び精麦 | すべて該当 | ① | 25kg |
| | 米粉、小麦粉その他の粉類 | すべて該当 | ① | 10kg |
| | でん粉 | すべて該当 | ① | 5kg |
| | もち、オートミールその他の穀類加工品 | すべて該当 | ① | 5kg |
| | ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま | すべて該当 | ① | 1kg |
| | めん類 | ゆでめん又はむしめん以外のもの | ㊟ | 5kg |
| 調味料 | 砂糖 | 細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの | ① | 5kg |
| | 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類 | すべて該当 | ① | 5kg |
| | ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ | すべて該当 | ① | 5kg又は5ℓ |
| | しょうゆ及び食酢 | すべて該当 | ① | 5ℓ |
| | 香辛料 | 破碎し、又は粉碎したもの | ① | 1kg |

| 特定商品 (量目公差が定められている商品) | | 正味量表記義務商品 (左のうち密封した時に 量目表記等が必要な商品) | 公差表 | 量目公差が適用される取引 量の上限 |
|--------------------------|---------------------------------------|--|-----|----------------------|
| | はちみつ | すべて該当 | ① | 5kg |
| | 茶、コーヒー及びココアの調整品 | すべて該当 | ① | 5kg |
| 乳製品 | 牛乳(脱脂乳を除く)及び加工乳並びに 乳製品(乳酸菌飲料を含む) | | | |
| | (1) 粉乳、バター及びチーズ | すべて該当 | ① | 5kg |
| | (2) (1)に掲げるもの以外のもの | アイスクリーム類以外のもの | ① | 5kg又は5ℓ |
| 飲料 | 飲料(医薬用のものを除く) | | | |
| | (1) アルコールを含まないもの | すべて該当 | ① | 5kg又は5ℓ |
| | (2) アルコールを含むもの | すべて該当 | ① | 5ℓ |
| | 清涼飲料の粉末 | すべて該当 | ① | 1kg |
| 食品以外 | 液化石油ガス | すべて該当 | ① | 10kg又は10ℓ |
| | 灯油※ | すべて該当 | ① | 25kg |
| | 潤滑油 | すべて該当 | ① | 5ℓ |
| | 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及び シンナー(塗料用のものに限る) | すべて該当 | ① | 5kg又は5ℓ |
| | 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレン ザー | すべて該当 | ① | 5kg又は5ℓ |

※灯油については、密封容器でなくても正味量表記が課せられる



計量に関するお問い合わせは

鹿児島市計量検査所

〒890 鹿児島市天保山町1-1

☎(0992)56-5633(FAX兼)